

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p>第四条の二 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>預貯金</u>とする。</p> <p>2 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定める割合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）<u>第三条第一項に定める割合とする。</u></p> <p>3 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条第二項各号に掲げる債券とする。</p> <p>4 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定める要件は、電子決</p>	<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p>第四条の二 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>普通預金</u>その他の預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの）に限り、<u>預金保険法施行令（昭和四十六年政令百一十一号）第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。</u>）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの）に限り、<u>農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十一号）第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。</u>）とする。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

濟手段等取引業者に関する内閣府令第三条第三項に定める要件とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。